

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年10月10日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、雇用保険法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

- (1) 雇用保険法の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）により、就業促進手当の 1 つとして就業促進定着手当の制度が新設されたため。
- (2) 国家公務員における「失業者の退職手当支給規則」において、失業者の退職手当に関する規定及び様式の改正が行われたため。

2 改正の内容

- (1) 失業者の退職手当において、雇用保険法における就業促進定着手当の支給要件を満たした場合に同手当に相当する退職手当が支給されることとなることから、支給のための手続規定及び申請様式の追加を行う。（規則第 16 条の 12、様式第 27 号の 3）
- (2) 国家公務員における「失業者の退職手当支給規則」において、受給資格者の氏名住所変更手続の規定及び受給資格者氏名住所変更届の整備、基本手当に相当する退職手当支給願について支給を受けようとする期間中の求職活動内容を記載する様式の変更等が行われたことを踏まえ、所要の改正を行う。（規則第 16 条の 4 の 2、第 16 条の 6、第 16 条の 8、第 16 条の 9、第 16 条の 10、第 16 条の 11、第 16 条の 12、第 16 条の 15、様式第 17 号の 2、第 20 号、第 21 号、第 23 号、第 26 号、第 27 号の 2、第 28 号）
- (3) 失業者の退職手当における各様式の備考欄の記載内容について、別に通知を作成することとし、規則から削除する等改正を行う。（様式第 5 号、第 15 号、第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号、第 26 号、第 27 号、第 27 号の 2、第 28 号、第 29 号、第 30 号）

3 施行期日

公布の日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年 月 日

愛知県教育委員会委員長 豊 島 半 七

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（氏名等の変更の届出）

第十六条の四の二 受給資格者は、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、

受給資格者 ^{氏名}住所又は居所 変更届（様式第十七号の二）に、当該変更の事実を証明すること

ができる書類及び受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 任命権者は、受給資格者 ^{氏名}住所又は居所 変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必

要な事項を記入した上、当該受給資格者に返付しなければならない。

第十六条の六第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第十六条の六第六項中「第一項ただし書」を「第十六条の四の二第一項ただし書」に改める。

第十六条の八第一項、第十六条の九第一項及び第三項、第十六条の十第一項並びに第十六条の十一第一項中「第十六条の六第一項ただし書」を「第十六条の四の二第一項ただし書」に改める。

第十六条の十二中「第十六条の六第一項ただし書」を「第十六条の四の二第一項ただし書」に改め、同条第二号中「就業促進手当に相当する退職手当」の下に「（次号に掲げる退職手当を除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第十条第十項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給願（様式第二十七号の三）
第十六条の十五中「、第十六条の五」を「から第十六条の五まで」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

退職手当の支給に関する証明書				
元 所 属 名				
元 職 名		氏 名		
退 職 年 月 日	年 月 日			
在 職 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
休 職 等 の 期 間 及 び そ の 理 由	年 月 日 から 年 月 日 まで		理 由	
	年 月 日 から 年 月 日 まで		理 由	
退 職 手 当 支 給 の 有 無	有 ・ 無			
支 給 有 の 場 合	支 給 額	円		
	適用法律・条例・規程 等の名称・条項			
支 給 無 の 場 合	理 由			
そ の 他 特 記 事 項				
上記のとおり、相違ないことを証明します。				
年 月 日				
任命権者				印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十五号中

写真ちよう付欄

を

写真貼付欄

に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

備考 用紙の大きさは、日本
工業規格 A 4 とする。

様式第十六号裏
中

再就職手当	円
-------	---

を

再就職手当	円
就業促進定着手当	円

に改め、同様式に備考として次のように加える。

様式第十六号別紙中

き損した

を

毀損した

に、

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (7) 常用就職支度手当に相当する退職手当 | 常用就職支度手当に相当する退職手当支給願 |
| (8) 移転費に相当する退職手当 | 移転費に相当する退職手当支給願 |
| (9) 広域求職活動費に相当する退職手当 | 広域求職活動費に相当する退職手当支給願 |

を

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (7) 就業促進定着手当に相当する退職手当 | 就業促進定着手当に相当する退職手当支給願 |
| (8) 常用就職支度手当に相当する退職手当 | 常用就職支度手当に相当する退職手当支給願 |
| (9) 移転費に相当する退職手当 | 移転費に相当する退職手当支給願 |
| (10) 広域求職活動費に相当する退職手当 | 広域求職活動費に相当する退職手当支給願 |

に、

様式第十七号の次に次の様式を加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、届書を提出してください。この場合において、氏名の変更に関する届書には市町村長の証明書又は戸籍抄本を、住所又は居所の変更に関する届書には市町村長の証明書を添えてください。
- 7 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

を

- 6 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

に改め、同様式別紙に備考として次のように加える。

様式第17号の2（第16条の4の2関係）

受給資格者 氏 名 変更届 住所又は居所			
受給資格証番号			
氏 名			
① 氏 名	新	フリガナ	
		漢 字	
② 住所又は居所	新	旧	
		旧	
③ 生 年 月 日		年 月 日	④ 変更年月日
		年 月 日	
<p>公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の4の2第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 殿</p> <p style="text-align: right;">受給資格者氏名 印</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十八号備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第十九号備考第二号から第四号までを削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第二十号中 上記を 上記に改め、同様式備考を削り、同様式裏を次のように改める。

様式第二十一号中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習
4 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条第1項の適応訓練	5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	6 沖縄振興開発特別措置法第44条第1項第4号の講習

を

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練
4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練	

に

(裏)

失 業 の 状 況															
支給を受けようとする期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。 <input type="checkbox"/> イ した 就職又は就労をした日は 印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 <input type="checkbox"/> ロ しなかつた	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					29	30	31					
内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、その額などを記入してください。		収入のあつた日 月 日		収入額 円		何日分の収入か 日分		収入のあつた日 月 日		収入額 円		何日分の収入か 日分			
支給を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。															
<input type="checkbox"/> イ 探した															
① 求職活動をどのような方法で行いましたか。															
求職活動の方法				活動日		利用した機関の名称				求職活動の内容					
(イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ)民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ)労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ)公的機関等による職業相談等															
② ①の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。															
事業所名、部署		応募日		応募方法		職種		応募の動機				応募の結果			
								(イ)知人の紹介 (ロ)新聞広告 (ハ)就職情報誌 (ニ)インターネット (ホ)その他							
								(イ)知人の紹介 (ロ)新聞広告 (ハ)就職情報誌 (ニ)インターネット (ホ)その他							
<input type="checkbox"/> ロ 探さなかつた (その理由を具体的に記載してください。)															
今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。		<input type="checkbox"/> イ 応じられる		応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気、けが等健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事の都合のため) (ハ) 就職したため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため (ホ) その他〔 〕											
就職した若しくは自営業を開始した人又はその予定がある人が記入してください。		<input type="checkbox"/> イ 就職		(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職				(就職先事業所)		(電話番号)					
				月 日より就職(予定)				事業所名()							
		<input type="checkbox"/> ロ 自営		月 日より自営業開始(予定)				所在地()							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

「
上記
」
を
「
上記
」
に改め、同様式備考第二号及び第三号を削り、同様式備考第一号を同様式
備考とする。

様式第二十二号中
「
公共職業訓練等
」
を
「
公共職業訓練等
」
に改め、同様式備考第二号を削り、同様式備考第一号

を同様式備考とする。

様式第二十三号を次のように改める。

様式第 23 号 (第 16 条の 10 関係)

公共職業訓練等受講証明書														
受給資格証番号							未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)							
待期満了年月日	年 月 日													
支給期間	初日	年 月 日				末日	年 月 日							
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数						
内職 (労働日数、収入額)			円		就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数							
受講者氏名						証明対象期間	年 月							
訓練受講職種														
右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1) 公共職業訓練等が行われなかつた日 (日・祝日等) = 印 (2) 公共職業訓練等を受けなかつた日のうち イ 疾病又は負傷による場合 印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印							1	2	3	4	5	6	7	
							8	9	10	11	12	13	14	
							15	16	17	18	19	20	21	
							22	23	24	25	26	27	28	
							29	30	31					
特記事項														
上記のとおり、受講したことを証明する。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 公共職業訓練等の施設の長 職 名 氏 名 印 </div>														
の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。										イ した			ロ しない	
の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。										イ 得た			ロ 得ない	
寄宿の有無	有 ()・無													
上記のとおり申告します。 年 月 日 任命権者 殿 <div style="text-align: right;"> 受講者氏名 印 </div>														

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

える。
 様式第二十七号中 (表) を削り、同様式裏を削り、同様に備考として次のように加

考第二号及び第三号を削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

機関」を「診療機関」に、
 治ゆ」を「治癒」に、
 診療機関の所在地・名称
 診療担当者氏名
 を
 診療機関の所在地及び名称
 診療担当者氏名
 に改め、同様式備

様式第二十六号中

傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日まで	日間
----------------------------	---------------------	----

を

傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日まで	日間
内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 日	収入のあつた日 収入額 何日分の収入か 月 日 円 日分
	月 日	収入のあつた日 収入額 何日分の収入か 月 日 円 日分
	月 日	収入のあつた日 収入額 何日分の収入か 月 日 円 日分

に、

診療

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二十七号の二中

再就職手当、常用就職支度金

を

再就職手当に相当する退職手当

に、

、常用就職支度金に相当する退職手当及び

を

又は

に、

のいずれも

を

を

に、

同様式備考第一号を同様式備考とし、同様式の次に次の様式を加える。

雇 用 期 間	イ 定めなし	→	年	月	日まで
	ロ 定めあり	—	(年	か月)

を

雇 用 期 間	イ 定めなし	→	年	月	日まで
	ロ 定めあり	—	(年	か月)
契約更新条項((イ)有(ロ)無)					
1年を超えて雇用する見込み((イ)有(ロ)無)					

に改め、同様式備考第二号から第九号までを削り、

様式第二十八号中

再就職手当、常用就職支度金

を

再就職手当に相当する退職手当

に、

常用就職支度金に相当する退職手当及び

を

又は

に、

のいずれも

を

を

に、

様式第27号の3（第16条の12関係）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給願					年	月	日
任命権者 殿		退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名			印		
下記のとおり、就業促進定着手当に相当する退職手当を請求します。							
氏 名		受給資格証番号					
住所又は居所							
就職先の事業所	名 称	事業所番号		- -			
	所在地	(電話番号)					
1週間の所定労働時間		時間	分	求人申込み時等に明示した賃金額(月額)		万	千円
雇用期間中の賃金支払状況							
(1) 賃金支払対象期間	(2) (1)の基礎日数	(3) 賃金額 (イ) (ロ) 計			(4) 備考		
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
就職年月日 ~ 月 日							
上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主の氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

雇 用 期 間	<input type="checkbox"/> 定めなし	→	年	月	日まで
	<input type="checkbox"/> 定めあり	—	(年	か月)

を

雇 用 期 間	<input type="checkbox"/> 定めなし	→	年	月	日まで
	<input type="checkbox"/> 定めあり	—	(年	か月)
契約更新条項((イ)有(口)無)					
1年を超えて雇用する見込み((イ)有(口)無)					

に改め、同様式備考第二号から第四号までを削り、

同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第二十九号備考中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とする。

様式第三十号備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新

(受給資格証の交付)

第十六条の四 略

(氏名等の変更の届出)

第十六条の四の二 受給資格者は、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、受給資格者氏名 変更届(様式第十七号の二)に、当該変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 | 任命権者は、受給資格者氏名 住所又は居所 変更届の提出

を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記入した上、当該受給資格者に返付しなければならない。

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 条例第十条第一項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第十八号)に受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 | 5 略

6 第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の八 受給資格者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、任命権者の指定する日ごとに、基本手当に相当する退職手当支給願(様式第二十号)に受給資格証及び第十六条の五の規定による求職の申込みの際管轄公共職業安定所から交付された求職受付票の写しを添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 以下 略

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第十六条の九 受給資格者は、公共職業安定所の長の指示により雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届(様式第二十一号。以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(様式第二十二号。以下「通所届」という。)に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の四の二第一項ただし書及び前条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

2 略

3 受給資格者は、第一項の受講届及び通所届の記載事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を記載した届書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければ

旧

(受給資格証の交付)

第十六条の四 略

第十六条の四の二 受給資格者は、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、受給資格者氏名 変更届(様式第十七号の二)に、当該変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 条例第十条第一項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第十八号)に受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 | 5 略

6 第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の八 受給資格者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、任命権者の指定する日ごとに、基本手当に相当する退職手当支給願(様式第二十号)に受給資格証及び第十六条の五の規定による求職の申込みの際管轄公共職業安定所から交付された求職受付票の写しを添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の六第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 以下 略

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第十六条の九 受給資格者は、公共職業安定所の長の指示により雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届(様式第二十一号。以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(様式第二十二号。以下「通所届」という。)に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の六第一項ただし書及び前条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

2 略

3 受給資格者は、第一項の受講届及び通所届の記載事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を記載した届書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければ

ばならない。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 略

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第十六条の十 支給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に公共職業訓練等受講証明書(様式第二十三号)及び支給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の四の二第一項ただし書及び第十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準用する。

一以下 略

2 略

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の十一 支給資格者は、条例第十条第十項第三号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給願(様式第二十六号)に支給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の四の二第一項ただし書及び第十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準用する。

2 略

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の十二 支給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に支給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の四の二第一項ただし書及び第十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準用する。

一 略

二 条例第十条第十項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当(次号に掲げる退職手当を除く。)(再就職手当に相当する退職手当支給願(様式第二十七号の二))

三 条例第十条第十項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)(第八十三条の四第一項)に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当(就業促進定着手当に相当する退職手当支給願(様式第二十七号の三))

四 略

五 略

六 略

(準用)

第十六条の十五 第十六条の四から第十六条の五まで、第十六条の七第一項から第三項まで、第十六条の八、第十六条の十三及び前条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条の七第二項各号を除く。)(中、「支給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第十条第一項又は第二項」とあるのは「条例第十条第四項又は第五項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「支給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第十条第一項」とあるのは「条例第十条第四項」と読み替える

ばならない。第十六条の六第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 略

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第十六条の十 支給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に公共職業訓練等受講証明書(様式第二十三号)及び支給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の六第一項ただし書及び第十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準用する。

一以下 略

2 略

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の十一 支給資格者は、条例第十条第十項第三号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給願(様式第二十六号)に支給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の六第一項ただし書及び第十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準用する。

2 略

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の十二 支給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に支給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第十六条の六第一項ただし書及び第十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準用する。

一 略

二 条例第十条第十項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当(再就職手当に相当する退職手当支給願(様式第二十七号の二))

三 七号の二)

四 略

五 略

六 略

(準用)

第十六条の十五 第十六条の四、第十六条の五、第十六条の七第一項から第三項まで、第十六条の八、第十六条の十三及び前条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定(第十六条の七第二項各号を除く。)(中、「支給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第十条第一項又は第二項」とあるのは「条例第十条第四項又は第五項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「支給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第十条第一項」とあるのは「条例第十条第四項」と読み替えるものとす

ものとする。

2 第十六条の四から第十六条の五まで、第十六条の七第一項から第三項まで、第十六条の八、第十六条の十三及び前条の規定は特例一時金に相当する退職手当の支給に、第十六条の十二及び第十六条の十三の規定は、条例第十条第十一項において準用する同条第十項に規定する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の七第二項各号を除く。）中「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第十条第一項又は第二項」とあるのは「条例第十条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第十条第一項の」とあるのは「条例第十条第六項の」と読み替えるものとする。

る。

2 第十六条の四、第十六条の五、第十六条の七第一項から第三項まで、第十六条の八、第十六条の十三及び前条の規定は特例一時金に相当する退職手当の支給に、第十六条の十二及び第十六条の十三の規定は、条例第十条第十一項において準用する同条第十項に規定する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の七第二項各号を除く。）中「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第十条第一項又は第二項」とあるのは「条例第十条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第十条第一項の」とあるのは「条例第十条第六項の」と読み替えるものとする。

新

様式第5号(第6条関係)

退職手当の支給に関する証明書				
元所属名				
元職名		氏名		
退職年月日	年 月 日			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで			
休職等の期間 及びその理由	年 月 日から	理由		
	年 月 日まで			
退職手当支給の有無	年 月 日から	理由		
	年 月 日まで			
退職手当支給の有無	有 ・ 無			
支給有の場合	支給額	円		
	適用法律・条例・規程 等の名称・条項			
支給無の場合	理由			
その他特記事項				
上記のとおり、相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
任命権者				印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第5号(第6条関係)

退職手当の支給に関する証明書				
元所属所名				
元職名		氏名		
退職年月日	年 月 日			
退職手当支給の有無	有 ・ 無			
計算の基礎	勤続年数((A)-(B))	年 月		
	在職期間 (A)	年 月から	年 月まで	年 月
		年 月から	年 月まで	年 月
	除算期間 (B)	年 月から	年 月まで	年 月
年 月から		年 月まで	年 月	
			この $\frac{1}{2}$	年 月
退職当時の給料	円			
計算の方法				
退職手当の額	円			
退職の理由	普通・病気・整理・勤しよう・その他()			
支給年月日	年 月 日			
上記のとおり、相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
任命権者				印

新

様式第 15 号 (第 16 条の 4 関係)

失業者の退職手当受給資格証交付願													
任命権者 殿								年	月	日			
失業者の退職手当受給資格証を交付してください。								氏名	印				
退	退職当時の所属学校名				氏名								
	所属コード				職員番号								
職	職名			性別	男・女	生年月日及び年齢	年	月	日				
	ふりがな住所又は居所	(郵便番号)			電話番号		()						
し	就職年月日	年	月	日	勤続期間	年 月							
	退職年月日	年	月	日									
た	退職の理由				受給資格区分	(1) 一般受給資格							
	退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円				(2) 高年齢受給資格							
職	退職の月前 6 月に支払われた給与の総額					賃金日額算定の根拠及び額							
	1 給料	円	11	宿日直手当	円	賃金日額 円							
員	2 扶養手当	円	12	夜間勤務手当	円	算定の方式							
	3 地域手当	円	13	休日勤務手当	円	写真貼付欄 ○6月以内に撮影したものに限る。 ○脱帽・正面・上半身(縦3センチメートル×横2.5センチメートル)							
	4 住居手当	円	14	管理職手当	円								
	5 初任給調整手当	円	15	寒冷地手当	円								
	6 通勤手当	円	16	定時制通信教育	円								
	7 特殊勤務手当	円		手当	円								
	8 特地勤務手当	円	17	産業教育手当	円								
	9 へき地手当	円	18	手当	円								
	10 時間外勤務手当	円	19	手当	円								
	合計									円	年月撮影		
上記のとおり、相違ないことを証明する。													
年 月 日													
退職当時の所属長 職名								氏名		印			

- 備考 1 略
2 印欄には記入しないこと。

旧

様式第 15 号 (第 16 条の 4 関係)

失業者の退職手当受給資格証交付願													
任命権者 殿								年	月	日			
失業者の退職手当受給資格証を交付してください。								氏名	印				
退	退職当時の所属学校名				氏名								
	所属コード				職員番号								
職	職名			性別	男・女	生年月日及び年齢	年	月	日				
	ふりがな住所又は居所	(郵便番号)			電話番号		()						
し	就職年月日	年	月	日	勤続期間	年 月							
	退職年月日	年	月	日									
た	退職の理由				受給資格区分	(1) 一般受給資格							
	退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円				(2) 高年齢受給資格							
職	退職の月前 6 月に支払われた給与の総額					賃金日額算定の根拠及び額							
	1 給料	円	11	宿日直手当	円	賃金日額 円							
員	2 扶養手当	円	12	夜間勤務手当	円	算定の方式							
	3 地域手当	円	13	休日勤務手当	円	写真ちよう付欄 ○6月以内に撮影したものに限る。 ○脱帽・正面・上半身(縦3センチメートル×横2.5センチメートル)							
	4 住居手当	円	14	管理職手当	円								
	5 初任給調整手当	円	15	寒冷地手当	円								
	6 通勤手当	円	16	定時制通信教育	円								
	7 特殊勤務手当	円		手当	円								
	8 特地勤務手当	円	17	産業教育手当	円								
	9 へき地手当	円	18	手当	円								
	10 時間外勤務手当	円	19	手当	円								
	合計									円	年月撮影		
上記のとおり、相違ないことを証明する。													
年 月 日													
退職当時の所属長 職名								氏名		印			

- 備考 1 略
2 退職の理由欄には、特定受給資格者にあつては、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第 5 条の 2 各号の規定のいずれに該当するかを記入すること。印欄には記入しないこと。
3 印欄には記入しないこと。

新

様式第16号 (第16条の4関係)

(表)略

(裏)

処 理 状 況						
基本手当に相当する退職手当	支給願受理年月日	認定(支給)期間	日 数	支 給 金 額	取扱者印	
公共職業訓練等		受講開始年月日	年 月 日			
		受講終了予定年月日	年 月 日			
技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日支給開始	
	特定職種受講手当	月額	円	月	日支給開始	
	通所手当	月額	円	月	日支給開始	
	寄宿手当	月額	円	月	日支給開始	
傷病手当	日数	日	円			
就業手当					円	
再就職手当					円	
就業促進定着手当					円	
常用就職支度手当					円	
移 転 費					円	
広域求職活動費					円	
給付日数の延長	延長する日数	日	理由	年 月 日から 年 月 日まで		
受給期間の延長	延長する日数	日	理由	受給期間満了年月日 年 月 日		
備 考						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第16号 (第16条の4関係)

(表)略

(裏)

処 理 状 況						
基本手当に相当する退職手当	支給願受理年月日	認定(支給)期間	日 数	支 給 金 額	取扱者印	
公共職業訓練等		受講開始年月日	年 月 日			
		受講終了予定年月日	年 月 日			
技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日支給開始	
	特定職種受講手当	月額	円	月	日支給開始	
	通所手当	月額	円	月	日支給開始	
	寄宿手当	月額	円	月	日支給開始	
傷病手当	日数	日	円			
就業手当					円	
再就職手当					円	
常用就職支度手当					円	
移 転 費					円	
広域求職活動費					円	
給付日数の延長	延長する日数	日	理由	年 月 日から 年 月 日まで		
受給期間の延長	延長する日数	日	理由	受給期間満了年月日 年 月 日		
備 考						

注 意 事 項

- 1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日まで大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は毀損したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 失業者の退職手当の請求をするときは、次の支給願に本証及び関係書類を添えて任命権者に提出してください。

(1) 基本手当に相当する退職手当	基本手当に相当する退職手当支給願
(2) 技能習得手当に相当する退職手当	技能習得手当に相当する退職手当支給願
(3) 寄宿手当に相当する退職手当	寄宿手当に相当する退職手当支給願
(4) 傷病手当に相当する退職手当	傷病手当に相当する退職手当支給願
(5) 就業手当に相当する退職手当	就業手当に相当する退職手当支給願
(6) 再就職手当に相当する退職手当	再就職手当に相当する退職手当支給願
(7) <u>就業促進定着手当に相当する退職手当</u>	<u>就業促進定着手当に相当する退職手当支給願</u>
(8) <u>常用就職支度手当に相当する退職手当</u>	<u>常用就職支度手当に相当する退職手当支給願</u>
(9) <u>移転費に相当する退職手当</u>	<u>移転費に相当する退職手当支給願</u>
(10) <u>広域求職活動費に相当する退職手当</u>	<u>広域求職活動費に相当する退職手当支給願</u>
- 3 公共職業訓練等を受講することとなったときは、速やかに、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて任命権者に提出してください。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当します。)によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合があります。
- 6 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

注 意 事 項

- 1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日まで大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又はき損したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 失業者の退職手当の請求をするときは、次の支給願に本証及び関係書類を添えて任命権者に提出してください。

(1) 基本手当に相当する退職手当	基本手当に相当する退職手当支給願
(2) 技能習得手当に相当する退職手当	技能習得手当に相当する退職手当支給願
(3) 寄宿手当に相当する退職手当	寄宿手当に相当する退職手当支給願
(4) 傷病手当に相当する退職手当	傷病手当に相当する退職手当支給願
(5) 就業手当に相当する退職手当	就業手当に相当する退職手当支給願
(6) 再就職手当に相当する退職手当	再就職手当に相当する退職手当支給願
(7) <u>常用就職支度手当に相当する退職手当</u>	<u>常用就職支度手当に相当する退職手当支給願</u>
(8) <u>移転費に相当する退職手当</u>	<u>移転費に相当する退職手当支給願</u>
(9) <u>広域求職活動費に相当する退職手当</u>	<u>広域求職活動費に相当する退職手当支給願</u>
- 3 公共職業訓練等を受講することとなったときは、速やかに、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて任命権者に提出してください。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当します。)によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合があります。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、届書を提出してください。この場合において、氏名の変更に関する届書には市町村長の証明書又は戸籍抄本を、住所又は居所の変更に関する届書には市町村長の証明書を添えてください。
- 7 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

新

旧

様式第17号の2 (第16条の4の2関係)

受給資格者 氏 名 変更届 住所又は居所			
受給資格証番号			
氏 名			
氏 名	新	フリガナ	
		漢 字	
	旧		
住所又は居所	新		
	旧		
生 年 月 日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
<p>公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の4の2第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 殿</p> <p style="text-align: right;">受給資格者氏名 印</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第 18 号 (第 16 条の 6 関係)

受給期間延長申請書						
申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番	号
	住所又は居	所				
退職年月日	年 月 日					
職業に就くことができない理由						
の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
職業に就くことができない期間	年 月 日から 年 月 日まで					
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第1項の規定により、上記のとおり申請します。 年 月 日 任命権者 殿 <div style="text-align: right;">申請者氏名 印</div>						
処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで					
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証						

備考 1 略

2 印欄には、記入しないこと。

旧

様式第 18 号 (第 16 条の 6 関係)

受給期間延長申請書						
申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番	号
	住所又は居	所				
退職年月日	年 月 日					
職業に就くことができない理由						
の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
職業に就くことができない期間	年 月 日から 年 月 日まで					
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の6第1項の規定により、上記のとおり申請します。 年 月 日 任命権者 殿 <div style="text-align: right;">申請者氏名 印</div>						
処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで					
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証						

備考 1 略

2 欄の「職業に就くことができない期間」とは、欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

3 印欄には、記入しないこと。

新

様式第 19 号 (第 16 条の 6 関係)

受給期間延長通知書			
申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年	月	日
受給期間延長の理由			
延長後の受給期間満了年月日	年	月	日
<p>公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第 16 条の 6 第 4 項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">任命権者 印</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式第 19 号 (第 16 条の 6 関係)

受給期間延長通知書			
申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年	月	日
受給期間延長の理由			
延長後の受給期間満了年月日	年	月	日
<p>公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第 16 条の 6 第 4 項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">任命権者 印</p>			

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

3 受給期間延長通知書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。

4 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

新
様式第 20 号 (第 16 条の 8、第 16 条の 10 関係)
(表)

基本手当に相当する退職手当支給願				年	月	日
任命権者 殿		退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印		
下記のとおり、基本手当に相当する退職手当を請求します。						
退職年月日	年		月	日		
待期日数	日					
待期満了年月日(公共職業訓練等を受けている者は、当該公共職業訓練等を受け終わるべき日)	年		月	日		
今回の請求日数及び請求金額	年	月	日から 日まで	日分	円	
前回までに支給を受けた日数及び金額	年	月	日から 日まで	日分	円	
失業の状況	裏面のとおり					
退職手当の支給の方法	1 直接払					
	2 口座振替	(ふりがな) 金融機関の名称	銀行		支店	
		預金口座の番号	普通・当座 第		号	
3 隔地払	支払場所					
上記の者が 年 月 日から 年 月 日まで 日間失業していたと認められる。 (所見) 年 月 日 退職当時の所属長 印						
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証						

旧
様式第 20 号 (第 16 条の 8、第 16 条の 10 関係)
(表)

基本手当に相当する退職手当支給願				年	月	日
任命権者 殿		退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印		
下記のとおり、基本手当に相当する退職手当を請求します。						
退職年月日	年		月	日		
待期日数	日					
待期満了年月日(公共職業訓練等を受けている者は、当該公共職業訓練等を受け終わるべき日)	年		月	日		
今回の請求日数及び請求金額	年	月	日から 日まで	日分	円	
前回までに支給を受けた日数及び金額	年	月	日から 日まで	日分	円	
失業の状況	裏面のとおり					
退職手当の支給の方法	1 直接払					
	2 口座振替	(ふりがな) 金融機関の名称	銀行		支店	
		預金口座の番号	普通・当座 第		号	
3 隔地払	支払場所					
上記の者が 年 月 日から 年 月 日まで 日間失業していたと認められる。 (所見) 年 月 日 退職当時の所属長 印						
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証						

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 印欄には、記入しないこと。

新
(裏)

失 業 の 状 況															
支給を受けようとする期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した 就職又は就労をした日は印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
	□ しなかつた	29	30	31				29	30	31					
内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、その額などを記入してください。		収入のあつた日		月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分					
		収入のあつた日		月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分					
		収入のあつた日		月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分					
支給を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。															
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。														
	求職活動の方法		活動日		利用した機関の名称		求職活動の内容								
	(イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介等														
	(ロ)民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等														
	(ハ)労働者派遣機関による派遣就業相談等														
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。															
事業所名、部署		応募日		応募方法		職種		応募の動機		応募の結果					
								(イ)知人の紹介 (ロ)新聞広告 (ハ)就職情報誌 (ニ)インターネット (ホ)その他							
								(イ)知人の紹介 (ロ)新聞広告 (ハ)就職情報誌 (ニ)インターネット (ホ)その他							
□ 探さなかつた		(その理由を具体的に記載してください。)													
今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。		イ 応じられる □ 応じられない		応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気、けが等健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事の都合のため) (ハ) 就職したため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため (ホ) その他〔 〕											
就職した若しくは自営業を開始した人又はその予定がある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職		(就職先事業所)		(電話番号)									
	□ 自営	月 日より就職(予定)		事業所名()											
		月 日より自営業開始(予定)		所在地()											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧
(裏)

失 業 の 状 況															
支給を受けようとする期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した	就職、就労、内職又は手伝いをした人は、した日を次の欄に記載してください(内職又は手伝いについては、その日に印を付けること。)													
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	□ しなかつた	月/日	/	合計 日											
内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、その額などを記入してください。	収入のあつた日		月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分						
	収入のあつた日		月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分						
	収入のあつた日		月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分						
支給を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	(1) どのような方法で探しましたか。													
		(イ) 安定所利用		(ロ) 知人に紹介を依頼											
		(ハ) 新聞広告等		(ニ) その他()											
		(2) 事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。													
	年月日		事業所名		応募の結果										
□ 探さなかつた		(その理由を具体的に記載してください。)													
今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。		イ 応じられる □ 応じられない		応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気、けが等健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事の都合のため) (ハ) 就職したため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため (ホ) その他〔 〕											
就職若しくは自営した人又はその予定がある人が記入してください。	イ 就職	(1) 安定所紹介 (2) 自己就職		(就職先事業所)		(電話番号)		(就職先事業所) (電話)							
	□ 自営	月 日より就職(予定)		事業所名()		所在地()									
		月 日より自営業開始(予定)		所在地()											

- 備考 1 この支給額は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときに、必ず本人が提出すること。
 2 申告は、正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
 3 「支給を受けようとする期間」とは、前回の支給額の提出日から今回の提出日の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の提出日が求職申込み後初めての提出日である場合は、求職申込みの日から今回の提出日の前日までの期間をいう。
 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは嘱託になつた場合等および

そ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものであること。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5. 欄及び 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものであること。なお、内職又は手伝いによる収入を得ていない場合も、 欄に記載する。

新

様式第 21 号 (第 16 条の 9 関係)

公共職業訓練等受講届															
任命権者 殿				年 月 日				氏名				印			
下記のとおり、届け出ます。															
受給資格者に関する事項	氏名			受給資格証番号			第 号			住所又は居所					
	住所又は居所			指年月日			年月日			指年月日					
公共職業安定所の名称															
公共職業訓練等に関する事項	種類	1 公共職業訓練			2 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練			3 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条の適応訓練							
		4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 23 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号の訓練			5 沖縄振興特別措置法第 81 条に基づく職業訓練										
	職種	期間		昼夜間の別		昼間・夜間									
	受講開始年月日	年月日		終了予定年月日		年月日									
寄宿に関する事項	寄宿の事実		有・無		寄宿開始年月日		年月日								
	寄宿前の住所又は居所														
	家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所								
				歳	有・無	同居・別居									
				歳	有・無	同居・別居									
				歳	有・無	同居・別居									
			歳	有・無	同居・別居										
		歳	有・無	同居・別居											
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年月日															
公共職業訓練等の施設の長 職名 氏名 印															
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証															

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式第 21 号 (第 16 条の 9 関係)

公共職業訓練等受講届															
任命権者 殿				年 月 日				氏名				印			
下記のとおり、届け出ます。															
受給資格者に関する事項	氏名			受給資格証番号			第 号			住所又は居所					
	住所又は居所			指年月日			年月日			指年月日					
公共職業安定所の名称															
公共職業訓練等に関する事項	種類	1 公共職業訓練			2 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練			3 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第 23 条第 1 項第 4 号の講習							
		4 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条第 1 項の適応訓練			5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 23 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号の訓練			6 沖縄振興開発特別措置法第 44 条第 1 項第 4 号の講習							
	職種	期間		昼夜間の別		昼間・夜間									
	受講開始年月日	年月日		終了予定年月日		年月日									
寄宿に関する事項	寄宿の事実		有・無		寄宿開始年月日		年月日								
	寄宿前の住所又は居所														
	家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所								
				歳	有・無	同居・別居									
				歳	有・無	同居・別居									
				歳	有・無	同居・別居									
			歳	有・無	同居・別居										
		歳	有・無	同居・別居											
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年月日															
公共職業訓練等の施設の長 職名 氏名 印															
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証															

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 この届出書の記載事項について変更があつたときは、速やかに、届け出ること。

3 印欄には、記入しないこと。

新

様式第22号(第16条の9関係)

公共職業訓練等通所届										年 月 日提出		
任命権者 殿				主な届出理由 新 規 住所又は居所の変更 通所経路の変更 通所方法の変更 運賃等の負担額の変更								
受給資格者 氏 名		受給資格者 番 号		第 号		上記事実の発生日 年 月 日						
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の9の規定に基づき、通所の実情を届け出ます。												
受給資格	順路	通所方法の別	区 間	距 離 (概)	所要時間 (概)	乗車券等の 種 類	左欄の乗車 券等の額	備 考				
	1		住居から(経由) ま	キロメートル	時間 分		円					
	2		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	3		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	4		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	5		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	6		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
者の記入	他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等			総 通 所 距 離 (概 算)		キロメートル						
				総 所 要 時 間 (概 算)		時間 分						
				平均1箇月間の運賃等の負担額		円						
する欄	通所経路略図(経路朱線)			記入上の注意 1 この届には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 2 「主な届出理由」欄には、この届を行う主な理由のみにのみを付けること。 3 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、線等の別を記入すること。 4 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入すること。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期券の額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。 7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入すること。								
	公共職業訓練等の施設の長の確認欄	確認事項の長の確認欄	該当交通機関等利用 自転車等使用 原動機付自転車等使用 非該当理由:	路順	算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券	1箇月の運賃等の額					
1				交通機関の名称	利用区間	その他の別	円					
2							円					
3							円					
4							円					
5							円					
6							円					
			1 箇 月 の 運 賃 等 の 額 の 総 額		円							
上記のとおり、確認する。 年 月 日										公共職業訓練等の施設の長 職 名 氏 名 印		
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第22号(第16条の9関係)

公共職業訓練等通所届										年 月 日提出		
任命権者 殿				主な届出理由 新 規 住所又は居所の変更 通所経路の変更 通所方法の変更 運賃等の負担額の変更								
受給資格者 氏 名		受給資格者 番 号		第 号		上記事実の発生日 年 月 日						
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第16条の9の規定に基づき、通所の実情を届け出ます。												
受給資格	順路	通所方法の別	区 間	距 離 (概)	所要時間 (概)	乗車券等の 種 類	左欄の乗車 券等の額	備 考				
	1		住居から(経由) ま	キロメートル	時間 分		円					
	2		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	3		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	4		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	5		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
	6		から() ま	キロメートル	時間 分		円					
者の記入	他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等			総 通 所 距 離 (概 算)		キロメートル						
				総 所 要 時 間 (概 算)		時間 分						
				平均1箇月間の運賃等の負担額		円						
する欄	通所経路略図(経路朱線)			記入上の注意 1 この届には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 2 「主な届出理由」欄には、この届を行う主な理由のみにのみを付けること。 3 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、線等の別を記入すること。 4 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入すること。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期券の額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。 7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入すること。								
	公共職業訓練等の施設の長の確認欄	確認事項の長の確認欄	該当交通機関等利用 自転車等使用 原動機付自転車等使用 非該当理由:	路順	算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券	1箇月の運賃等の額					
1				交通機関の名称	利用区間	その他の別	円					
2							円					
3							円					
4							円					
5							円					
6							円					
			1 箇 月 の 運 賃 等 の 額 の 総 額		円							
上記のとおり、確認する。 年 月 日										公共職業訓練等の施設の長 職 名 氏 名 印		
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証												

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 印欄には、記入しないこと。

新

様式第23号 (第16条の10関係)

公共職業訓練等受講証明書																																														
受給資格証番号											未支給区分(1 未支給、空欄 未支給以外)																																			
待期満了年月日	年 月 日																																													
支給期間	初日	年 月 日					末日	年 月 日																																						
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数																																						
内職(労働日数、収入額)		円		就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数																																								
受講者氏名				証明対象期間				年 月																																						
訓練受講職種																																														
右のカレンダーに該当する印を付けてください。																																														
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日(日・祝日等) = 印																																														
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち																																														
イ 疾病又は負傷による場合 印																																														
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 印																																														
ハ やむを得ない理由がない場合 ×印																																														
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																								
8	9	10	11	12	13	14																																								
15	16	17	18	19	20	21																																								
22	23	24	25	26	27	28																																								
29	30	31																																												
特記事項																																														
上記のとおり、受講したことを証明する。 年 月 日 公共職業訓練等の施設の長 職名 氏名 印																																														
の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。 イ した □ しない																																														
の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。 イ 得た □ 得ない																																														
寄宿の有無 有()・無																																														
上記のとおり申告します。 年 月 日 任命権者 殿 受講者氏名 印																																														

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第23号 (第16条の10関係)

公共職業訓練等受講証明書		
受給資格者	受給資格証番号	第 号
	氏名	
	住所又は居所	
証明対象期間	年 月	
公共職業訓練等が行われなかった日		
公共職業訓練等を受けなかった日	疾病又は負傷による場合	
	疾病又は負傷による場合以外でやむを得ない理由がある場合	
	やむを得ない理由がない場合	
備考		
上記のとおり、受講したことを証明する。 年 月 日 公共職業訓練等の施設の長 職名 氏名 印		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 印欄には、該当する日を記入すること。

3 備考欄には、印欄の日について身体的事情その他必要な事項を記入すること。

新

様式第26号（第16条の11関係）

傷病手当に相当する退職手当支給願					
任命権者 殿			年 月 日		
			退職当時の所属学校名		
			退職当時の職名		
			住所又は居所		
			氏 名	印	
下記のとおり、傷病手当に相当する退職手当を請求します。					
健康保険の傷病手当金等の支給を受けることができる期間	年	月	日から 日まで	日間	
傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年	月	日から 日まで	日間	
内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあつた日	収入額	何日分の収入か	
	月 日	月 日	円 日分	円 日分	
	月 日	月 日	円 日分	円 日分	
診療機関の証明	傷病の名称及びその程度				
	初 診	年 月 日	年 月 日		
	傷 病 の 経 過		年 月 日治癒・転医・中止・継続中		
	傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間	
	上記のとおり証明する。 年 月 日				
				診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 印	
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第26号（第16条の11関係）

傷病手当に相当する退職手当支給願					
任命権者 殿			年 月 日		
			退職当時の所属学校名		
			退職当時の職名		
			住所又は居所		
			氏 名	印	
下記のとおり、傷病手当に相当する退職手当を請求します。					
健康保険の傷病手当金等の支給を受けることができる期間	年	月	日から 日まで	日間	
傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年	月	日から 日まで	日間	
診療機関の証明	傷病の名称及びその程度				
	初 診	年 月 日	年 月 日		
	傷 病 の 経 過		年 月 日治癒・転医・中止・継続中		
	傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間	
	上記のとおり証明する。 年 月 日				
				診療機関の所在地・名称 診療担当者氏名 印	
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証					

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 健康保険の傷病手当金等とは、次の給付をいう。

(1) 健康保険法による傷病手当金

(2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付

(3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付

(4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(5) 国民健康保険法による傷病手当金

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付

(7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

3 印欄には記載しないこと。

新

様式第 27 号 (第 16 条の 12 関係)

就業手当に相当する退職手当支給願		年 月 日
任命権者 殿		退職当時の所属学校名 退 職 当 時 の 職 名 住 所 又 は 居 所 氏 名 印
下記のとおり、就業手当に相当する退職手当を請求します。		
申 請 者	氏 名	
	住 所 又 は 居 所	
就 職 先 の 事 業 所	名 称	
	所 在 地	(電 話)
職業に就いた日等について記載してください。	(1) 一の雇用契約の期間が7日以上である場合	
	イ 1週間の所定労働時間	時間 分 口 雇用年月日 年 月 日
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし 年 月 日まで (ロ) 定めあり (年 か月)
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計 日
	(2) (1)以外の就業	
	イ 就業先の事業所等	口 就業期間 八 就業日数 二 就業内容
	(電 話)	日
	(電 話)	日
	(電 話)	日
	(電 話)	日
		合計 日
上記 及び (1)の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)		
上記 及び の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事業主である 口 離職前事業主ではない	
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があつたか否か	イ 雇用の予約があつた 口 雇用の予約はない	
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた 口 紹介を受けていない	
職業紹介事業者の名称	(電 話)	
(添付書類) 1 失業者の退職手当受給資格証 2 基本手当に相当する退職手当支給願		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第 27 号 (第 16 条の 12 関係)

(表)

就業手当に相当する退職手当支給願		年 月 日
任命権者 殿		退職当時の所属学校名 退 職 当 時 の 職 名 住 所 又 は 居 所 氏 名 印
下記のとおり、就業手当に相当する退職手当を請求します。		
申 請 者	氏 名	
	住 所 又 は 居 所	
就 職 先 の 事 業 所	名 称	
	所 在 地	(電 話)
職業に就いた日等について記載してください。	(1) 一の雇用契約の期間が7日以上である場合	
	イ 1週間の所定労働時間	時間 分 口 雇用年月日 年 月 日
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし 年 月 日まで (ロ) 定めあり (年 か月)
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計 日
	(2) (1)以外の就業	
	イ 就業先の事業所等	口 就業期間 八 就業日数 二 就業内容
	(電 話)	日
	(電 話)	日
	(電 話)	日
	(電 話)	日
		合計 日
上記 及び (1)の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)		
上記 及び の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事業主である 口 離職前事業主ではない	
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があつたか否か	イ 雇用の予約があつた 口 雇用の予約はない	
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた 口 紹介を受けていない	
職業紹介事業者の名称	(電 話)	
(添付書類) 1 失業者の退職手当受給資格証 2 基本手当に相当する退職手当支給願		

新

旧

(裏)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 この支給額は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間 = 支給対象期間（就業手当等））中に職業に就いた（就業した）場合（注）その失業の認定を受ける日（認定日 = 確認日（就業手当等））に基本手当に相当する退職手当支給額と一緒に支給資格証を添えて提出すること。
ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によつて申請しても差し支えないこと。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。
（注）この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、基本手当に相当する退職手当支給額（裏）備考 4 に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業（ ）以外に就業した場合をいう。
（ ）ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により支給資格者が自立することができる公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいう。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 の「就職先の事業所」欄には、 の(1)の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」(注)に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。
（注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記2の（注）に掲げた就業であつて、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。
- 5 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であつて、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、及び の(1)欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 6 の(2)欄には、 の(1)欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。
「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行つた場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。
「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）
「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。
「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。
- 7 この支給額には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 8 及び 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを で困むこと。
この場合、 欄の「関連事業主」とは、離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。
- 9 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものを で困むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

新

様式第 27 号の 2 (第 16 条の 12 関係)

再就職手当に相当する退職手当支給願				年 月 日
任命権者 殿		退退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印
下記のとおり、再就職手当に相当する退職手当を請求します。				
請 求 金 額	基本手当の日額の	日分	円	
今回の請求に係る雇入年月日又は事業開始年月日前 3 年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	<input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	<input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。			
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証				
申 請 者	氏 名			
	住所又は居所			
就 職 先 の 事 業 所 (開始した事業)	名 称			
	所 在 地	(電 話)		
	事 業 の 種 類			
雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日	
職 種	1 週間の所定労働時間		時間 分	
賃 金 月 額	万 千円	雇 用 期 間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 か月) 契約更新条項 ((イ)有(ロ)無) 1年を超えて雇用する見込み ((イ)有(ロ)無)	
上記の記載事実に戻りのないことを証明する。 年 月 日				
		事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)		
上記の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か		イ 離職前事業主である		
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があつたか否か		イ 雇用の予約があつた		
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 か月である場合に、安定所又は職		イ 紹介を受けた		
		ロ 紹介を受けていない		
職業紹介事業者の名称	(電 話)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式第 27 号の 2 (第 16 条の 12 関係)

再就職手当に相当する退職手当支給願				年 月 日
任命権者 殿		退退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印
下記のとおり、再就職手当に相当する退職手当を請求します。				
請 求 金 額	基本手当の日額の	日分	円	
今回の請求に係る雇入年月日又は事業開始年月日前 3 年間に於ける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。	<input type="checkbox"/> 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	<input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証				
申 請 者	氏 名			
	住所又は居所			
就 職 先 の 事 業 所 (開始した事業)	名 称			
	所 在 地	(電 話)		
	事 業 の 種 類			
雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日	
職 種	1 週間の所定労働時間		時間 分	
賃 金 月 額	万 千円	雇 用 期 間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 か月)	
上記の記載事実に戻りのないことを証明する。 年 月 日				
		事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)		
上記の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か		イ 離職前事業主である		
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があつたか否か		イ 雇用の予約があつた		
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 か月である場合に、安定所又は職		イ 紹介を受けた		
		ロ 紹介を受けていない		
職業紹介事業者の名称	(電 話)			

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 欄は、該当する記号を で囲むこと。

3 この支給願は、欄に記載された日の翌日から起算して 1 か月以内に、任命権者に提出すること。なお、期限内に提出できないときは、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。

4 雇用された受給資格者にあつては欄から欄までに記載し、事業を開始した受給資格者にあつては欄から欄までに記載すること。

5 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

6 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。

7 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

8 及び欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを で囲むこと。この場合、欄の「関連事業主」とは、離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主のことをいう。

9 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものを で囲むこと。この場合、請求に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

新

旧

様式第27号の3 (第16条の12関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給願					年 月 日
任命権者 殿		退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名			印
下記のとおり、就業促進定着手当に相当する退職手当を請求します。					
氏 名		受給資格証番号			
住所又は居所					
就職先の事業所	名 称	事業所番号		- -	
	所在地	(電話番号)			
1週間の所定労働時間		時間 分	求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円	
雇用期間中の賃金支払状況					
(1) 賃金支払対象期間	(2) (1)の基礎日数	(3) 賃金額 (イ) (ロ) 計			(4) 備考
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主の氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第 28 号 (第 16 条の 12 関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給願 年 月 日 任命権者 殿 退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名 印 下記のとおり、常用就職支度手当に相当する退職手当を請求します。			
請 求 金 額	基本手当の日額の 日分 円		
今回の請求に係る雇入年月日の日前3年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	<input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
	<input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。		
(添付書類)			
失業者の退職手当受給資格証			
申 請 者	氏 名		
	住所又は居所		
就職先の事業所	名 称		
	所 在 地		(電 話)
	事 業 の 種 類		
雇 入 年 月 日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種		1週間の所定労働時間	時 間 分
賃金月額	万 千円	雇 用 期 間	<input type="checkbox"/> 定めなし → 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定めあり (年 か月) 契約更新条項 ((<input type="checkbox"/>) 有 (<input type="checkbox"/>) 無) 1年を超えて雇用する見込み ((<input type="checkbox"/>) 有 (<input type="checkbox"/>) 無)
			上記の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式第 28 号 (第 16 条の 12 関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給願 年 月 日 任命権者 殿 退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名 印 下記のとおり、常用就職支度手当に相当する退職手当を請求します。			
請 求 金 額	基本手当の日額の 日分 円		
今回の請求に係る雇入年月日の日前3年間に於ける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	<input type="checkbox"/> 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
	<input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
(添付書類)			
失業者の退職手当受給資格証			
申 請 者	氏 名		
	住所又は居所		
就職先の事業所	名 称		
	所 在 地		(電 話)
	事 業 の 種 類		
雇 入 年 月 日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種		1週間の所定労働時間	時 間 分
賃金月額	万 千円	雇 用 期 間	<input type="checkbox"/> 定めなし → 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定めあり (年 か月)
			上記の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 欄は、該当する記号を で囲むこと。
 3 この支給願は、欄に記載された雇入年月日の翌日から起算して1か月以内に、任命権者に提出すること。
 なお、期限内に提出できないときは、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
 4 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。

新

様式第29号（第16条の12関係）

移転費に相当する退職手当支給願															年 月 日	
任命権者殿															印	
退職当時の所属学校名																
退職当時の職名																
住所又は居所																
氏 名																
下記のとおり、移転費に相当する退職手当を請求します。																
受給資格者	氏 名				受給資格証番号											
	移転前の住所又は居所				移転後の住所又は居所											
就職先の事業所	所在地				名称											
	所在地				名称											
就職決定年月日	年 月 日	雇用期間														
受講する公共職業訓練等の施設	所在地				名称											
	所在地				名称											
受講指示年月日	年 月 日	受講開始年月日		年 月 日	受講終了予定年月日		年 月 日									
移転開始予定年月日	年 月 日	乗車(船)の場所				下車(船)の場所										
移転する者の氏名	生年月日	続柄	鉄 道 賃			船 賃		車 賃		移転料		着後手当		計		
			距離	運賃	急行料金	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	支給額			
本人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円			円			
家																
族																
合計							キロメートル	円	円	円	円	円	円			
就職先の事業主から支給される就職支度金の額												円				
差 引 支 給 額												円				
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証																

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 印欄には、記載しないこと。

旧

様式第29号（第16条の12関係）

移転費に相当する退職手当支給願															年 月 日	
任命権者殿															印	
退職当時の所属学校名																
退職当時の職名																
住所又は居所																
氏 名																
下記のとおり、移転費に相当する退職手当を請求します。																
受給資格者	氏 名				受給資格証番号											
	移転前の住所又は居所				移転後の住所又は居所											
就職先の事業所	所在地				名称											
	所在地				名称											
就職決定年月日	年 月 日	雇用期間														
受講する公共職業訓練等の施設	所在地				名称											
	所在地				名称											
受講指示年月日	年 月 日	受講開始年月日		年 月 日	受講終了予定年月日		年 月 日									
移転開始予定年月日	年 月 日	乗車(船)の場所				下車(船)の場所										
移転する者の氏名	生年月日	続柄	鉄 道 賃			船 賃		車 賃		移転料		着後手当		計		
			距離	運賃	急行料金	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	支給額			
本人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円			円			
家																
族																
合計							キロメートル	円	円	円	円	円	円			
就職先の事業主から支給される就職支度金の額												円				
差 引 支 給 額												円				
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証																

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 就職するために移転する場合には、欄から欄までは記載しないこと。
3 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、欄及び欄には記載しないこと。
4 欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
5 の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
6 印欄には、記載しないこと。

新

様式第30号（第16条の12関係）

広域求職活動費に相当する退職手当支給願												年 月 日		
任命権者殿												退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印
下記のとおり、広域求職活動費に相当する退職手当を請求します。														
受給資格者		氏 名			性別		男・女		受給資格者番号					
		住所又は居所												
訪問事業所		名 称		所 在 地										
宿 泊 地		職業安定所 公 共 係			職業安定所 公 共 係			職業安定所 公 共 係			職業安定所 公 共 係			
泊 数		泊		泊		泊		泊		泊		泊		
任命権者記載欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		車 賃		宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数		
		距離 <small>(キロメートル)</small>	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 <small>(キロメートル)</small>	運賃 (円)	距離 <small>(キロメートル)</small>	支給額 (円)				(円)	(円)
	合 計													
										求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額		円		
										差 引 支 給 額		円		
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証														

- 備考 1 略
 2 印欄には、記載しないこと。

旧

様式第30号（第16条の12関係）

広域求職活動費に相当する退職手当支給願												年 月 日		
任命権者殿												退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印
下記のとおり、広域求職活動費に相当する退職手当を請求します。														
受給資格者		氏 名			性別		男・女		受給資格者番号					
		住所又は居所												
訪問事業所		名 称		所 在 地										
宿 泊 地		職業安定所 公 共 係			職業安定所 公 共 係			職業安定所 公 共 係			職業安定所 公 共 係			
泊 数		泊		泊		泊		泊		泊		泊		
任命権者記載欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		車 賃		宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数		
		距離 <small>(キロメートル)</small>	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 <small>(キロメートル)</small>	運賃 (円)	距離 <small>(キロメートル)</small>	支給額 (円)				(円)	(円)
	合 計													
										求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額		円		
										差 引 支 給 額		円		
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証														

- 備考 1 略
 2 この支給額は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に、任命権者に提出すること。
 3 印欄には、記載しないこと。